

「郵便物管理システムサーバ設備等のリース等及び保守業務」調達仕様書(案)にかかる意見等

平成27年3月30日

標記について、お寄せいただいたご意見等および日本年金機構からの回答は次のとおりです。

項番	仕様書の該当箇所 頁	章番号等	区分	意見等内容	回答
1	6	2.5.1(2)	質問	搬出入・設置可能時間について制限はありますでしょうか。(作業不可日、不可時間帯など)	マシン室内でのケーブル敷設等、本番稼働中の他システムへの影響が懸念される作業については、平日夜間(20時以降)または休日(土日祝日)での実施を予定しています。
2	6	2.5.1(2)	質問	搬入・設置が複数日に跨る場合、ラック搭載前の機器、ラック部材、空箱等を、一時的にマシン室内に保管させていただくことは可能でしょうか。	ラック搭載前の機器、ラック部材、空箱等については、マシン室内の機構が指示する場所への一時保管を可とします。
3	7	2.5.1(2).	質問	二次元バーコードリーダの設定作業は拠点搬入前に完了させると理解しました。拠点で接続される機器はパソコンと理解してよろしいでしょうか。また、パソコンとの接続の場合、対象パソコンのOSは何であるかをご教授ください。	ご認識のとおり、二次元バーコードリーダの接続対象機器はパーソナルコンピュータであり、OSとして「Windows 7」を搭載しています。
4	9	2.5.1(4) 図2.5.1.5	要望	「図2.5.1.5」の記載では、本システムのファイアウォールと年金給付システムの機器を直接接続する記載となっております。一方、「P.5 2.4.3 図2.4.3.1」では、本システムと年金給付システムは統合NW拡張L3スイッチ経由で接続されており、調達仕様書(案)の記載内容に齟齬が生じておりますため、記載内容の修正をお願いいたします。	本番環境、稼働維持環境ともに機器構成について見直しを行っているところであり、本公示時にあらためて提示します。
5	7	2.5.1(4)	質問	本システムと接続が必要な以下の既存NW、既存システム ・統合NW拡張L3スイッチ ・機構LAN GWスイッチ ・統合運用管理基盤用スイッチ ・フロアゾーンボックス ・年金給付システム については、すべてマシン室内に設置されている認識であっておりますでしょうか。 別の部屋またはフロアに設置されている物がある場合、設置場所情報及びマシン室内からのケーブル敷設要否、敷設ケーブル仕様に関して提供願います。	統合NW拡張L3スイッチ/機構LAN GWスイッチ/統合運用管理基盤用スイッチ/年金給付システムはマシン室内に、フロアゾーンボックスは運用管理端末設置場所にそれぞれ設置されています。 本公示時に提示予定の「別紙2 マシン室レイアウト図」および「別紙4 運用管理端末設置場所」を参照してください。
6	7	2.5.1(4)	質問	本システムと接続が必要な既存NW機器についてへの接続ケーブルの仕様及び本数につきまして、ご教授願います。	既存NW機器への接続に用いるケーブルの規格として、Cat5eまたはCat6を想定しています。 なお本数については、各既存NW機器に対し、本番環境では2本、稼働維持環境では1本を予定しています。
7	8	2.5.1(4)	質問	本章より、運用管理端末はフロアゾーンボックスを経由して、統合運用管理基盤用スイッチに接続されるように見えます。一方、P5の図2.4.3.1を見ると、運用管理端末は運用管理L2スイッチを経由して統合運用管理基盤用スイッチに接続されるように見えます。どちらが正でしょうか。	運用管理端末については、統合運用管理基盤用スイッチへの接続にあたりフロアゾーンボックスを経由するものと運用管理L2スイッチを経由するものの2種類があります。 項2.5.1(4)および図2.4.3.1の表現を見直し、本公示時にあらためて提示します。
8	9	2.5.1(5) 表2.5.1.1	要望	クラスタリングソフトウェアに関する役務分担の記載がございませんが、クラスタリングソフトウェアはハードウェアやOSに依存するソフトウェアであるため、ハードウェア納入等業者の主役務として追加頂けるようお願いいたします。	表2.5.1.1にクラスタリングソフトウェアの項を追加し、主たる作業員として本受託者を指定します。
9	9 別紙1	2.5.1 (5) 表2.5.1.1 全般	要望	「別紙1 関連業者との役割分担表」において、ハードウェア納入等業者の主役務として「運用・保守ソフトウェア」に関する記載がございますが、運用・保守ソフトウェアは運用管理ソフトウェア(監視・ジョブ管理)を指しているのでしょうか。明示頂けるようお願いいたします。	「別紙1 関連業者との役割分担表」における「運用・保守ソフトウェア」の記述については、「運用管理ソフトウェア(監視)」または「運用管理ソフトウェア(ジョブ管理)」に訂正します。
10	10	2.5.1(5) 表2.5.1.1 項番10	要望	環境設計/環境構築の役務分担について、バックアップソフトウェアの主たる作業員が、アプリケーション開発等業者となっておりますが、「別紙1 項番81」では、ハードウェア納入等業者が「システムバックアップ/リカバリ運用の整理」の主たる作業員であり、役務分担に矛盾が見受けられます。 バックアップソフトウェアは、ハードウェア納入等業者が選定する製品との認識であり、主たる作業員をハードウェア納入等業者に変更して頂きたいとお願い致します。	バックアップソフトウェアの環境設計/環境構築については、別紙1項番81のとおり本受託者が主たる作業員であるため、表2.5.1.1項番10の表記を訂正します。

項番	仕様書の該当箇所 頁章番号等	区分	意見等内容	回答
11	9	2.5.1(5)	質問 表2.5.1.1 環境設計 / 環境構築の役割分担において、以下の担当範囲はハードウェア納入等業者が主たる作業者に対する支援とされておりますが、支援作業の内容を具体的に明示いただけませんか。 ・項番6:運用管理ソフトウェア(ジョブ管理) ・項番7:Webサーバ機能ソフトウェア ・項番8:DBソフトウェア ・項番9:情報交換ソフトウェア ・項番10:バックアップソフトウェア ・項番12:その他ソフトウェア(アプリケーション開発等業者選定製品)	本受託者が納入するサーバ等機器および市販ソフトウェア製品に関する照会への対応ならびに運用保守に関わるジョブの設計・構築を、主たる作業者に対する支援作業の主な内容として想定しています。 なお、バックアップソフトウェアの環境設計/環境構築については、別紙1項番81のとおり本受託者が主たる作業者であるため、表2.5.1.1項番10の表記を訂正します。
12	10	2.5.1(5)	質問 バックアップソフトウェアの設計・構築作業がハードウェア納入等業者の作業範囲である場合、バックアップ対象、バックアップ時期 / 頻度、バックアップ方法など具体的な作業内容を教示ください。	バックアップ要件ならびにこれにかかるハードウェア要件およびソフトウェア要件については、本公示時にあらためて提示します。
13	10	2.5.1(5)	質問 「システム運用に必要となるシェルスクリプト(運用 / 監視 / 保守ツール等)を作成すること」とありますが、想定されるシェルスクリプトの内容および数量についてご教示ください。	サービス起動、ログローテーション・圧縮・転送等にかかるシェルスクリプトを想定しています。
14	10	2.5.1(5)	要望 「ジョブネットの登録に当たっては、後続のジョブ並びに翌営業日のオンライン開始時刻に影響を及ぼさないよう、任意で指定する時間内でのジョブキャンセル等の制御が可能となるように設計、構築すること。」と記載がございますが、「P.9 2.5.1 (5) 表2.5.1.1 環境設計/環境構築の役割分担 項番6」の記載では、「主たる作業者」が「アプリケーション開発等業者」となり、本受託者は、「主たる作業者に対する支援者」となっております。 上記より、アプリケーション開発等業者は、バッチジョブや業務処理に関わるジョブ設計を実施し、本受託者は、システム運用に関わるジョブ設計を実施してジョブ管理製品へのジョブネット登録は、本受託者が実施するものと認識しております。 認識に相違がない場合、「システム運用に関わるジョブの設計及びジョブの登録については、ハードウェア納入等業者が実施するものとする。」と記載いただくようお願いいたします。	ジョブおよびジョブネットにかかる役務について、本受託者およびアプリケーション開発等業者間の分担は以下のとおりとします。 ■ 本受託者 ・運用保守に関わるジョブ設計・構築 ■ アプリケーション開発等業者 ・業務処理に関わるジョブ設計・構築 ・ジョブネットの設計、登録および全体管理 このため、2.5.1(5) 「ジョブネットの登録に当たっては～構築すること。」の記述を削除します。
15	10	2.5.1(5)	質問 ジョブネットの登録作業がハードウェア納入等業者の作業範囲である場合、登録するジョブネットの内容および数量についてご教示ください。	項番14を参照してください。
16	10	2.5.1(5)	質問 「運用管理機能(監視連携及びウイルス定義ファイル配信)を既存の統合運用管理基盤へ統合する際」とありますが、統合運用管理基盤への統合として実施する作業内容をご教示ください。	本受託者は、機構ならびに年金給付システム周辺サーバ及び端末設備運用管理業者と、接続仕様、テスト項目等の事前調整を行った上で、年金給付システム周辺サーバ監視システムとの間でのネットワーク疎通確認、郵便物管理システムでのJP1連携設定作業等を実施します。
17	10	2.5.1(8)	要望 支援業務について、対応が必要な期間についてご指定をお願いいたします。	項2.5.1(8)に示す支援業務等の役務については、契約締結日より平成28年6月26日までの期間に実施するものとします。 なお、平成28年6月27日以降の期間においては、項2.5.1(7)に示す運用・保守の役務において、機構および運用管理業者に対する支援を実施します。
18	12	2.5.2 表2.5.2.1	要望 運用管理サーバのクラスタリングソフトウェアは、オペレーティングシステムとの親和性を考慮した場合、「WSFC(Windows Server Failover Cluster)」を想定しております。 上記の場合、WSFCを構成する前提条件として、ドメイン環境(ActiveDirectory)を構成するドメインコントローラが必要である認識でありますが、「P.12 表2.5.2.1」の機器種類に存在しておりませんので、本調達の公示時に追加頂くようお願いいたします。	運用管理サーバのOSについては、要件の見直しを検討します。 なお、想定される市販ソフトウェア製品の仕様によりドメインコントローラ等機器が別途必要となる場合においては、当該機器を本調達対象に含めることについて、提案書により提案を行うことを可とします。
19	12	2.5.2 表2.5.2.1	要望 「表2.5.2.1 本調達に係るハードウェア一覧」にて「稼働維持環境」の各サーバの台数が「1台」で記載されておりますが、稼働維持環境の用途として「P.4 2.4.1 (2) 本番環境へのリリースに際しての事前検証」の項目に、「追加機能開発時の検証、パッチ適用、ソフトウェアのバージョンアップ及びファームウェアバージョンアップ時の検証、リリース手順、各種設定変更手順の確認等を行う。」と記載されております。 本システムの「オンライン運転時間」は「P.47 表9.3.2.1 項番1 24時間365日(メンテナンス等の対応日時を除く)」と認識しているため、本番環境へのリリース前に手順等確認を稼働維持環境で実施するとの認識です。 その場合、サービス停止することなく「追加開発時の検証」等を実施する為、冗長化されている構成を利用し、片系ずつ切替ながらリリース手順の確認を実施することが必要であると考えています。 認識に相違がなければ、各サーバの台数を「2台以上」へ変更頂くようお願いいたします。 なお、認識に相違がある場合、「P.4 2.4.1(2) 本番環境へのリリースに際しての事前検証」の実施方法につきまして、具体的に記載頂くようお願いいたします。	項番4を参照してください。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
20	12	2.5.2	要望	本番環境のL2スイッチとして4台が指定されていますが、上述のとおりクラスタ化されるサーバ用のインターコネクトLANを独立させるため、6台としてください。なお、インターコネクト用のL2スイッチはポートVLANを使用して共用する想定となっています。	項番4を参照してください。
21	12	2.5.2	要望	DBサーバはOracle RAC構成となるため、DBサーバにもクラスタリングソフトウェアを追加願います。	ご意見をふまえ、表2.5.3.1のDBサーバにクラスタリングソフトウェアを追加します。
22	12	2.5.3(1)	質問	必要なソフトウェアライセンスを納入することとありますが、バックアップソフトウェアに関して、各サーバ毎に同一ソフトウェア(マネージャ、エージェント構成)とすべきか、異なるソフトウェアを選定すべきか判断できません。ソフトウェアの利用目的や利用方法についてご教示ください。	項番12を参照してください。
23	14	2.6.2 表2.6.2.1 項番5,12, 17～22, 28, 31～36	要望	「表2.6.2.1 主な成果物一覧」に記載されている成果物について、「別紙1 関連業者との役割分担表」に記載されていない成果物が存在します。役割分担を明確化するために、別紙1に成果物を全て明記頂きますようお願い致します。	全成果物を「別紙1 関連業者との役割分担表」に明示します。
24	14	2.6.2 表2.6.2.1 項番9	要望	「表2.6.2.1 項番9 初期動作確認報告書」の納入時期が平成27年11月2日となっていますが、「2.8.1 (2) 機器納入(二次元バーコードリーダ(本番環境用)を除く)」につきましても平成27年11月2日予定となっております。機器納入後、初期動作確認を行い初期動作確認報告書を作成し納入することが想定されますが、機器納入日と初期動作確認報告書納入を同日に実施する事は短期間であり同日の納入は困難であると考えております。そのため、「初期動作確認報告書」の納入時期を「機器納入後2週間以内にすること」等に要件を変更していただくようご検討をお願い致します。	機器本体のみならず、初期動作確認報告書の納入をもって納入役務が完了します。したがって、初期動作確認報告書の納入時期は、機器の納入期限たる平成27年11月2日となります。
25	15	2.6.2 表2.6.2.1 項番21 項番22	要望	項番22に「機構において作成している、機構内部向けのドキュメント(ハード操作)を2次元バーコードリーダの導入にに合わせて修正すること。」と記載がありますが、見積りに影響するため、本公示の際に既存資料である事務処理機器操作説明書についてご提示をお願いいたします。また、当該ドキュメントは、二次元バーコードリーダとの導入に合わせて修正することとなっていることから、二次元バーコードリーダにかかるドキュメントと想定されますが、項番21に「二次元バーコードリーダの操作方法が網羅されたドキュメント。」と記載があり、同様の成果物を作成するよう見受けられます。ご確認のうえ仕様書の修正をお願いいたします。	表2.6.2.1項番22「事務処理機器操作説明書」は、本公示時に閲覧資料として提示します。なお、同操作説明書は、エンドユーザである機構職員向けに準備するドキュメントであるのに対し、項番21「機器操作マニュアル」は、2次元バーコードリーダにかかる業務運用設計に必要な資料として、アプリケーション開発等業者向けに作成するものです。
26	14	2.6.2	要望	「表2.6.2.1 主な成果物一覧 項番7:基盤設計書 納入時期:平成27年11月2日」となっておりますが、P20 図2.8.1.1 全体概要スケジュール ハードウェア納入準備、基盤設計等:平成27年10月中旬～11月末となっております。基盤設計書の納期は基盤設計完了後としていただけないでしょうか。	調達仕様書(案)に記述のとおり、基盤設計書の納入時期は平成27年11月2日とします。また、「図2.8.1.1 全体概要スケジュール」については一部見直しを行います。
27	14	2.6.2	質問	「表2.6.2.1 主な成果物一覧 項番15:基盤単体テスト結果報告書 納入時期:平成27年12月18日」となっておりますが、P20 図2.8.1.1 全体概要スケジュール 本番環境 - 環境構築および基盤テスト(予定):平成27年12月初～平成28年2月末となっております。環境構築開始後3週間以内に基盤単体テストまで完了させることは困難であり、テストエビデンスの整理などの作業も必要のため、納期を工程の終了時期である2月末にしていたいただけないでしょうか。	ご意見をふまえ、基盤単体テスト結果報告書の納入時期について検討します。
28	15	2.6.2	質問	「表2.6.2.1 主な成果物一覧 項番25:移行仕様書 納入時期:平成28年5月27日」となっております。表2.6.2.1 主な成果物一覧 項番26:システム切替手順書 納入時期:平成28年5月27日」となっております。P20 図2.8.1.1 全体概要スケジュール 切替りハール(予定)～本番切替(予定):平成28年5月中～平成28年5月末となっております。本番切替期間中に関連成果物の納期となっておりますが、納期を切替完了後の6月初旬にしていたいただけないでしょうか。	システム切替手順書については、表2.6.2.1項番26の「概要」に示すとおり切替実施前に必要なドキュメントであるため、納入時期は調達仕様書(案)に記述のとおりとします。なお、移行仕様書については、項番88のとおり本番移行にかかる役務の実施主体を見直すため、本表から削除します。
29	17	2.7.1	要望	「契約延長(最大1年を想定)を可能とすること。」とございますが、契約延長1年を考慮した場合、最大で75ヶ月(6年3ヶ月)使用しその間は保守を可能とするように取れます。しかしながら、今回調達される製品の中には75ヶ月の保守ができない製品も含まれるため、これら製品の扱いについては、予め機器を確保することや、機器を交換して対応することも可能とするよう仕様書への反映をお願いいたします。また、契約延長となる場合は別途見積もりしたうえで契約するものと認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。認識に相違がない場合は、本公示の仕様書に明示していただきますよう、よろしくをお願いいたします。	調達仕様書(案)に記述のとおり、本受託者は、最大で75ヶ月間の保守が可能となるよう機器の選定を行うこととします。また、予備機器を確保することおよび機器の交換等の対応を可とすることについて、調達仕様書への記載を検討します。なお、契約延長となる場合においては、ご認識のとおり別途見積もりを行った上で契約を締結します。
30	17	2.7.1	要望	契約延長時の要件として、「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用保守経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」との記載が御座いますが、ハードウェア等の障害率は、機器導入後の経年劣化等により上昇する為、保守費についても導入年月に比例し高くなるのが一般的です。機器の選定及び見積りの実施への影響が大きいことから、当該要件を見直して頂きますようお願い致します。	調達仕様書(案)に記述のとおり、「ハードウェア保守費、ソフトウェア保守費及び運用保守経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること」を契約延長時の要件とします。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
31	17	2.7.1(2)	要望	「納入、環境構築業務に係る一時経費並びに買取機器に係る経費は、平成28年8月に一括支払いする」との記載がございますが、買取機器のうち二次元バーコードリーダ(稼働維持環境)については、平成27年11月導入予定とされており、商品のお引渡し後の約10ヶ月間お支払がされない状態となります。平成28年5～6月頃に予定されているバーコードリーダ(本番環境)の納入や、他の作業(環境構築等)と関連性がなく個別にご検収が可能と思われますので、バーコードリーダ(稼働維持環境)については、納品・検収後翌月等へのお支払時期の見直しをご検討いただけるようお願いいたします。	ご意見をふまえ、二次元バーコードリーダ(稼働維持環境)にかかる経費支払時期については、機構による納品検査が行われた月の翌月とします。
32	20	2.8.1	要望	稼働維持環境の環境構築及び基盤テストの予定が、本番切替後にスケジュールされています。アプリケーションの安定版搭載の時期としては妥当なスケジュールであると考えますが、基盤構築は本番と同じタイミングで実施し移行前に発生した変更を都度反映することで、本番環境とHW/SWの版数も揃った稼働維持環境になると考えます。また、結合テストで発生した不具合の修正確認なども稼働維持環境を利用することが可能になり、より効率的に作業が行えるのではないかと考えています。ご検討をお願いします。	ご意見をふまえ、稼働維持環境の環境構築実施期間および基盤テスト実施期間について検討します。
33	23～25 34～36	3.2 4.2	要望	本システムのデータバックアップについて、「3.2 本番/稼働維持環境の要件」および「4.2 本番/稼働維持環境の要件」の記載から、バックアップサーバを介してDATへのバックアップを実施するように見受けられますが、「9.3.2 (1) 表9.3.2.1 オンラインサービス時間」の記載から、本システムは24時間稼働システムであると認識しております。24時間稼働システムであるため、短時間且つオンラインサービスを停止することなくバックアップ実施する事が必要であると考えております。そのため、ディスク装置の機能である「ディスク TO ディスク」による高速バックアップ等、オンラインサービスを停止することなく、より短時間でかつサーバに負荷をかけずにバックアップを可能とする要件の追加を検討して頂くようお願いいたします。	ご意見をふまえ、ディスク装置の筐体間ディスクコピー方式の採用について検討します。
34	23～25	3.2.1 (1)～(5)	提案	各サーバの「外部記憶装置」に、「DAT装置」と記載されておりますが、DAT装置は供給メーカーが製造を中止しており、各社とも販売終了している状況です。DAT装置、及びDAT160データカートリッジから他の装置への要件見直しをお願い致します。併せて「DAT160データカードリッジ5巻及びクリーニングカートリッジを1巻添付すること。」を削除頂きますようお願いいたします。	項番12を参照してください。
35	23～25	3.2.1	提案	各サーバの外部記憶装置としてDAT装置が指定されています。DAT装置はシステムバックアップなどの採取を目的に実装するものと思われます。システムバックアップを含むすべてのバックアップをバックアップシステムに集約し、LTOライブラリ装置を使用することでバックアップ運用作業の軽減が可能と考え、DAT装置を廃止しLTOライブラリ装置を提案します。なお、サーバ内蔵のDAT装置は2014/12/31に販売終息となり、現時点で手配可能な装置はありません(内蔵バックアップ装置はLTOまたはRDXドライブとなります)。	項番12を参照してください。
36	23 -	3.2.1 (1) - (5)	要望	外部記憶装置の以下の要件について、 ・DAT 装置 (DAT 160 規格に対応すること) ×1 ・DAT160 データカートリッジ5 巻及びクリーニングカートリッジを1 巻添付すること DAT160の販売は終了しておりますので、LTOドライブやRDX リムーバブル ディスク形式も採用できるように修正いただけますでしょうか。 (修正案) ・バックアップ装置 (非圧縮時容量80GB以上、非圧縮時転送速度6MB/s以上) ×1 ・バックアップ装置のデータカートリッジ5 巻及びクリーニングカートリッジを1 巻(テープ装置の場合)添付すること	項番12を参照してください。
37	23～25	3.2.1	要望	各サーバのLANインターフェース数として4ポート以上が指定されていますが、8ポート以上を指定願います。基幹LAN、運用管理LANの2つのネットワークに冗長構成で接続するためのものと思われますが、クラスタ化されるサーバにはインターコネクト用の独立したLANを使用するためです。	項番4を参照してください。
38	23～29 38	3.2.1～ 3.2.4 5.1.1	要望	調達仕様書(案)38頁において、「機器の冗長化を行い、単一障害点が発生しない構成とすること。稼働維持環境は除くものとする。」との記載がございますので、本番環境と稼働維持環境の各機器単位の構成は異なる可能性があると考えます。当該認識に相違ない場合は、調達仕様書(案)23頁～29頁に記載されている「本番/稼働維持環境の要件」を「本番環境要件」と「稼働維持環境要件」に分けてそれぞれ記載して頂きますようお願い致します。	項番4を参照してください。
39	23	3.2.1 (1)～(5)	要望	「LANインタフェース(ポート数)」に記載の必要ポート数について、必要ポート数の内訳を記載頂きますようお願い致します。	項番4を参照してください。
40	24	3.2.1(3)	要望	「FCインタフェース(ポート数)」に記載の必要ポート数について、必要ポート数の内訳を記載頂きますようお願い致します。	項番4を参照してください。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
41	24	3.2.1(4)	要望	バックアップサーバが使用するバックアップ装置(外部記憶装置等)の記述がなくバックアップサーバの用途が不明確ですので、バックアップサーバを使用したバックアップ要件(バックアップ取得量、バックアップ取得可能時間、RPO(目標復旧時点)、外部記憶装置の有無等)を記載頂くようお願いいたします。	項番12を参照してください。
42	25	3.2.1(5)	要望	調達仕様書(案)に以下の記載がございますが、「CD-RW等」の読み込み及び書き込みが可能であれば、1台のサーバに「DVD-ROM対応ドライブ」と「DVD-Rドライブ」の2種類のドライブを搭載する必要は無いとの認識で宜しいでしょうか。 「DVD-Rドライブ」を搭載した場合、「ライティングソフトが添付されていること」の記載がございますが、「OSの機能」にて書き込みが可能なることもある為、「ライティングソフトが添付されているまたは、OSでの書き込み機能をサポートしていること」と要件を変更頂きますようお願いいたします。 また、「DVD-DL」の書き込みに対応しサーバ機器に接続して動作可能なドライブは、製品によっては要件を満たせない可能性もあります。そのため、入札公示の際には「DVD-DL」の要件を削除頂きますようお願いいたします。 [記載内容] 以下の外部記憶装置(接続コネクタ等を含む)を搭載すること ・DVD-ROM対応ドライブ×1(リモートドライブ、仮想ドライブのマウントによる対応も可とする。) ・DVD-Rドライブ×1 CD-RW、CD-R、DVD-RW、DVD-R、DVD-DLに読み込み及び書き込み可能であること。 ライティングソフトが添付されていること	項番4を参照してください。
43	25	3.2.1	提案	運用管理サーバの外部記憶装置としてDVD-ROMドライブとDVD-Rドライブをそれぞれ指定されています。同時に2つのドライブの利用が必要でなければ、DVD-Rドライブのみで運用可能と考えます。	項番4を参照してください。
44	26 38	3.2.2(1) 5.1.3	要望	ディスク装置の「内蔵HDD」要求仕様及びストレージの信頼性要件として、「RAID1+0構成」となっておりますが、「RAID1+0」構成は、RAID0でストライピングされたディスクアレイをRAID1でミラーリングする構成のため、RAID1、5、6に比べディスク台数が増加します。また、各種ベンダのディスク装置でRAIDの推奨構成もあると考えておりますので、「RAID構成(1,1+0,5,6)のいずれかに対応すること」という記載に変更お願い致します。	ご意見をふまえ、RAID構成要件の変更について検討します。
45	26	3.2.2(1)	要望	ディスク装置の「内蔵HDD」要求仕様として、ディスク容量は「1200GB」と記載されていますが、「図2.8.1.1 全体概要スケジュール」から、現在アプリケーション開発等業者の設計工程と想定されるため、本公示時には設計内容が反映されるものと認識しています。認識に相違がなければ、本公示時にディスク装置の内蔵HDD容量も見直し頂くようお願い致します。	ご認識のとおり、アプリケーション開発等業者による設計内容を反映したハードウェア要求仕様は本公示時に提示されます。現在「1200GB」としてしている内蔵HDDのディスク容量についても、見直しの可能性があります。
46	25	3.2.2	質問	容量1,200GBとの記載がございますが、物理容量もしくは論理容量のどちらでしょうか。	論理容量です。
47	25	3.2.2	質問	バックアップ領域としての容量の記載をご指定頂けますでしょうか。	項番12を参照してください。
48	26	3.2.2	提案	・以下要件を追加して頂けますでしょうか。 「シンプロビジョニング機能を有すること」 (理由) シンプロビジョニング機能を有することにより、増設の際にサーバを再起動する等のシステム停止を避けることが可能となります。システムとしての可用性を高める為に、要件の追加をお願い致します。	ディスク装置の要求仕様についての検討にあたり、ご意見を参考とします。
49	26	3.2.2	提案	・以下要件を追加して頂けますでしょうか。 「階層化機能を有すること」 「SSDをリードキャッシュとして使える機能を有すること」 (理由) サービスイン後に性能を向上させる必要が出た際に、上記機能を有することによりストレージがIOのボトルネックとなることを避けることが可能となります。 性能要求に対しても柔軟な対応が可能にする為に、上記要件の追加をお願い致します。	項番48を参照してください。
50	26	3.2.3(2)	要望	「項番6 モーショントレランス」20IPS以上との記載がございますが、3IPS以上に緩和していただけますでしょうか。 20IPS以上ですと、仕様を満たす製品が限られるためです。	調達仕様書(案)に記述のとおり、「20IPS以上」のモーショントレランス性能を要件とします。
51	28	3.2.4(3) 表3.2.4.3 項番2	要望	項番2「インターフェース数:24以上」との記載がございますが、調達仕様書(案)12ページの表2.5.2.1のサーバ周辺機器等の台数を考慮すると、運用管理L2スイッチとして使用する場合、インターフェース数が不足すると想定されますので、「48以上」との記載を変更するか、若しくは、運用管理L2スイッチのみの仕様を追加で記載頂けますでしょうか。	項番4を参照してください。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
52	28	3.2.4(4) 表3.2.4.4 項番1	要望	「表3.2.2.4 ファイバチャネルスイッチ 要求仕様一覧 項番1 インタフェース規格」に「・4Gbps対応Fiber 1/F」と記載がございますが、製品の主流としてましては、「8Gbps」対応の製品が主流であるとの認識です。つきましては、「・4Gbps以上対応Fiber 1/F」または、「・1Gbps/2Gbps/4Gbps/8Gbps対応Fiber 1/F」と記載を変更頂きますようお願いいたします。	項番4を参照してください。
53	28	3.2.4	提案	ファイバーチャネルスイッチのインターフェース規格として4Gbps対応が指定されています。サーバに実装可能なFCインターフェースと合わせて8Gbps対応の機種を提案します。また、接続機器のポート数から16ポートのモデルを提案します。	項番4を参照してください。
54	27	3.2.4(1)	質問	インタフェース数8以上、のインタフェース内訳をご教示ください。 例:10/100/1000 x2, 10/100 x8 等	項番4を参照してください。
55	27	3.2.4(1)	要望	機種としてはIPCOM EX 2300SCを想定されており、スループット(3.6Gbps)、同時セッション数(1,000,000)とご指定頂いていると思いますが、他の機種でも提案しやすいように、実際に必要となるパフォーマンスを明示していただくことは可能でしょうか？	スループット、同時セッション数等のアプリケーション開発等業者による設計内容については、本公示時に閲覧資料として提示します。
56	28	3.2.4(2)	質問	・スパニングツリー機能又はBPDU透過機能は必須となりますでしょうか？	項番4を参照してください。
57	28	3.2.4(2)	質問	スクリプトによるパケット振り分け機能は、実際に使用される予定でしょうか？	項番4を参照してください。
58	30	3.3.1 (2)	要望	「なお、機構が用意する電源は、床下の電源ボックスまでとする。」と記載がありますが、一方、P30「3.3.1(3) 受託者は、機構が別途用意する提供可能分電盤から設置ラックへの電源ケーブル敷設等、必要となる工事は役務の範囲内である点に留意すること。」、P11「2.5.1(9) なお、分電盤からの当該電源ケーブルの抜線についても受託者の役務とする」、P31「3.3.3(2)表3.3.3.1 項番3 要求仕様に係る構成を実現する上で必要となる、アダプタ類、ケーブル類及び電源コード等については受託者が全て用意すること」と記載されており、分電盤から床下の電源ボックスの敷設・抜線も受託者の役務に見受けられます。記載内容に齟齬が発生しておりますので、役務範囲について記載内容の統一をお願い致します。	ご指摘の、項3.3.1(2)「なお、機構が用意する電源は、床下の電源ボックスまでとする。」の部分については、誤記のため削除します。
59	30	3.3.1	質問	(2)なお、機構が用意する電源は、床下の電源ボックスまでとする。 (3)受託者は、機構が別途用意する提供可能分電盤から設置ラックへの電源ケーブル敷設等、必要となる工事は役務の範囲内である点に留意すること。」と記述がありますが、どちらになりますでしょうか？	項番58を参照してください。
60	30	3.3.1(3)	質問	分電盤はマシン室内に設置されている認識であっておりますでしょうか？ 別の部屋またはフロアとなる場合、設置場所情報を提供願います。	ご認識のとおり、分電盤はマシン室内に設置されています。 本公示時に提示予定の「別紙2 マシン室レイアウト図」を参照してください。
61	31	3.3.2	要望	「電源設備(分電盤、ブレーカ)を使用するに当たっては、ブレーカの空き状況だけではなく、既存接続機器の所要電力と本件で納入する機器の所要電力を合計した値がメインブレーカの容量を超えないよう、十分留意すること。」との記載が御座いますが、本調達の受託者にて既存接続機器の所要電力を想定することは困難と考えますので、本公示の際には、既存接続機器定格値(最大使用容量)をご提示頂きますようお願い致します。	本公示時に既存接続機器の所要電力にかかる資料を提示します。
62	34	4.2	要望	運用管理ソフトウェアとしてJP1製品群が多数指定されております。本製品の販売元は他の応札者より優位な価格な調達となり、公平性が保たれないため、本調達当日もしくは後日の別調達としてください。	当製品群を本調達対象に含めることについては、必ずしも調達における公平性の確保を阻害する要因とはならないとの認識です。
63	34	4.2.1 表4.2.1.1 項番2	要望	項番2「Webサーバ機能ソフトウェア」の要求仕様等に記載されている「・負荷分散装置の分散機能は、ラウンドロビンと、応答時間を考慮した負荷分散とが選択できること。また、どちらの方式の場合でも、事前に設定したレスポンス時間以上応答がないサーバに対して負荷分散処理をやめる機能を有すること」については、負荷分散装置の要求仕様と認識しております。そのため、負荷分散装置の仕様として明記頂きますようお願い致します。	ご指摘の、「・負荷分散装置の～有すること」の部分については、誤記のため削除します。
64	34～35	4.2.1 ～ 4.2.4	要望	「OS」の要求仕様等に「Red Hat Enterprise Linux Server (7.0)以上であること」と記載がございますが、他の項目で記載されておりますソフトウェアは「Red Hat Enterprise Linux Server (7.0)」に対応していない製品がございますので、ソフトウェアが対応するRed Hat Enterprise Linux Serverのバージョンへ変更頂きますようお願いいたします。	ご意見をふまえ、「Red Hat Enterprise Linux Server」のバージョンについて検討します。
65	34 -	4.2.1 - 4.2.4	要望	OSのRed Hat Enterprise Linux Serverのバージョンについて、サーバーのオプションやソフトウェアへの対応などを考慮し、現行の安定稼働バージョンである6.0以上としていただけますでしょうか。 (修正案) ・Red Hat Enterprise Linux Server (6.0)以上であること	項番64を参照してください。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
66	35	4.2.3 ～ 4.2.5	要望	クラスタリングソフトウェアの要件に「冗長化構成での両現用及び現用系-待機系のクラスタ構成を構築可能であること」とありますが、「両現用又は現用系-待機系のクラスタ構成」の記載に訂正お願い致します。	ご指摘の、「両現用及び現用系-待機系のクラスタ構成」の部分については誤記のため、「両現用又は現用系-待機系のクラスタ構成」に訂正します。
67	35 37	4.2.3 4.2.6	要望	情報交換ソフトウェアとして「HULFT7 for Linux-EX」「HULFT7 Manager」が記載されていますが、最新版のHULFT8が平成26年12月より販売開始されています。そのため、HULFT7では、サポートサービスが利用期間内に受けられなくなる場合がありますので、情報交換ソフトウェアを「HULFT8 for Linux-Enterprise」「HULFT8 Manager」に変更頂きますようお願い致します。	ご意見をふまえ、「HULFT」のバージョン等について検討します。
68	35	4.2.1	質問	SSLアクセラレート機能はWebサーバ、負荷分散装置のどちらで実施されますでしょうか？	SSLアクセラレート機能は、負荷分散装置での実施を予定しています。
69	36	4.2.5 表4.2.5.1 項番4	要望	運用管理サーバのバックアップソフトウェア要件に「セットアップ済みのサーバのシステムディスクイメージやOSパッチ、サービスパックを複数サーバに一括配信し、自動でインストール可能であること」との記載がございますが、本機能を用いた場合、運用管理サーバに各サーバのシステムバックアップがディスクイメージで作成される認識です。 但し、各サーバのハードウェア要件には、システムバックアップ等で使用する外部記憶装置(DAT160)が記載されており、各サーバのシステムバックアップを取得する機能が重複しているため、「セットアップ済みのサーバのシステムディスクイメージやOSパッチ、サービスパックを複数サーバに一括配信し、自動でインストール可能であること」の記載を削除頂くようお願いいたします。	項番12を参照してください。
70	36	4.2.5 表4.2.5.1 項番5	要望	運用管理サーバのウィルス対策ソフトウェア「Trendmicro Client/Server Suite」は販売終了していますので、運用管理端末のウィルス対策ソフトウェア「Trendmicro Client/Server Suite Premium」に記載の変更をお願いいたします。	ご意見をふまえ、ウィルス対策ソフトウェア製品について検討します。
71	36	4.2.5	要望	ウィルス対策ソフトウェアの「Trendmicro Client/Server Suite」は販売終息となっています。 後継製品は「ウィルスパスターCorp Plus」となります。こちらの製品に仕様変更頂きたいをお願いします。	項番70を参照してください。
72	36	4.2.5	要望	クラスタリングソフトウェアはMSFCを採用することを考えています。MSFCを構成するためにはADサーバが必須となり、既存設備をAD環境を利用することを想定しています。AD環境の設定役務は本調達の範囲外として頂けますよう変更願います。	「Windows Server Failover Cluster」を採用した場合に必要なADサーバ（ドメインコントローラ）の導入については項番18のとおりであり、既存のAD環境の利用は予定していません。 また、これにかかる設定役務は本受託者が実施します。 なお、DNS登録等、機構LANシステムへのドメイン参加に必要な設定役務については、端末設備運用管理業者が既存設備に対して実施します。
73	36	4.2.5	提案	「TELstaff AE Professional Edition」が製品指定されておりますが、JP1シリーズに包括される形で「JP1/IM-TELstaff」というモジュールが販売されております。 前者の使用用途をご確認頂き(バトライト点灯やメールを送信等にしか使用していないのであれば)後者製品に置き換え可能であれば、仕様変更頂きたいをお願いします。	障害発生時、運用管理端末での警告音の鳴動を可能とするため、「TELstaff AE Professional Edition」を製品指定しています。
74	36	4.2.5	質問	表4.2.5.1 運用管理サーバ要求仕様一覧 項番4 バックアップソフトウェア 「「マルチプレキシング」機能を有すること」とありますが、テープドライブの性能を最大限に引き出す機能を有していれば他の機能でもよろしいでしょうか。	項番12を参照してください。
75	37	4.2.6 表4.2.6.1 項番5	要望	「表4.2.6.1 項番5 OAソフトウェア」について、Microsoft office 2010 Professional Plusを指定されており、運用管理端末のOSは「3.2.3(1) 表3.2.3.1 項番1 OS」の記載より、Windows 8.1 Enterprise 64bitを導入するものと認識しておりますが、Microsoft社のWebページにおいて、「Microsoft office 2010」のシステム要件に「Windows8.1」の記載がないため動作が保証できないと考えております。そのため、製品指定をされる場合は、運用管理端末のOAソフトウェアを「Office 2013」としていただくよう変更をお願いいたします。	ご意見をふまえ、「Microsoft office」のバージョン等について検討します。
76	38	5.1.2	提案	より信頼性の高い構成とする為、以下文言の追加をご提案させていただきます。 (追加案) ・帯域を無駄にせず、障害時の迅速な切替えを実現するため、アクティブ/アクティブの冗長構成とすること。 ・負荷が一つのスイッチに集中しないようマスタースイッチを経由せずに処理可能な方式であること。 ・冗長構成のスイッチ群は単一の管理用IPアドレスと単一の構成ファイルで容易に管理可能なこと。	ネットワークの信頼性要件についての検討にあたり、ご意見を参考とします。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
77	41	7.2	質問	「テストは、アプリケーション開発等業者と連携して行う必要がある」とありますが、アプリケーション開発等業者と連携して行うテスト内容および作業分担についてご教示ください。	本受託者は、「別紙1 関連業者との役割分担表」項番148から197に示す基盤単体テスト、基盤結合テスト、総合テストおよび受入テストの各テストをアプリケーション開発等業者と連携して行います。このうち基盤単体テストおよび基盤結合テストについては、本受託者が主体的に実施します。総合テスト時および受入テスト時においては、主たる作業者であるアプリケーション開発等業者または機構に対し、本受託者が支援を行います。なお、支援内容については、 ・本受託者が納入するサーバ等機器または市販ソフトウェア製品に関する照会への対応 ・テスト項目に応じた設定変更 / 環境復元等を想定しています。
78	43	8.1.1	要望	「受託者は、以下に示す要件に従い、既存システムから更改システムへの本番移行作業及びそのリハーサルを関連業者と密に連携して行うこと。」との記載がございますが、本システムは新規システムとの認識です。認識に相違なければ、記載の見直しをお願い致します。	ご認識のとおり、本システムは新規システムです。このため、「既存システム」および「更改システム」の記述を見直します。
79	43	第8章	質問	P1 2.1に「新規構築するシステムである」とありますが、移行元となる既存システムが存在する場合、移行対象のシステムやデータについてご教示ください。また、データ移行を行う場合、稼働維持環境へのデータ移行の有無について教示ください。	項番78のとおり既存システムは存在しませんが、環境構築 / テストフェーズから本番稼働フェーズへの移行に際しては、アプリケーション開発等業者が、既存の郵便物送達情報を初期データとして、本システムの本番環境のみへ格納作業を実施します。なお、格納対象データは約1億件(約20GB)の予定です。
80	43	8.1.1(4)	質問	P15 表2.6.2.1 主な成果物一覧「項番29: 移行結果報告書(本番移行)」とありますが、8.1.1(4)に記載のある「移行結果報告書(システム本番移行)」と同一成果物と考えてよろしいでしょうか。	移行結果報告書(本番移行)および移行結果報告書(システム本番移行)については、項番88のとおり本番移行にかかる役務の実施主体を見直すため、削除します。
81	20 45	2.8.1 図2.8.1.1 9.2	要望	調達仕様書(案)45頁の以下記載により、運用管理業者はハードウェア納入時から役務が発生すると考えられますが、20頁の全体概要スケジュールでは、運用管理業者の役務開始がハードウェア納入の約5ヶ月後となっており、不整合が発生しております。運用管理業者の役務実施期間を明確に記載頂きますようお願い致します。 【調達仕様書(案)45頁記載内容】 受託者は運用管理業者の指示のもと、以下の要件を踏まえて運用支援を行うこと。 なお、運用支援の期間については、ハードウェア納入時から契約期間満了までとするが、契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についても運用支援を行うこと。	ハードウェア納入から運用管理業者の役務開始までの期間においては、本受託者は機構の指示のもとで運用支援を行います。このため、項9.2の記述を以下のとおり見直します。 「受託者は、機構又は運用管理業者の指示のもと、以下の要件を踏まえて運用支援を行うこと。 なお、運用支援の期間については、ハードウェア納入時から契約期間満了までとするが、契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についても運用支援を行うこと。」
82	47	9.3.2 (2)	提案	「支援業務に係る対応時間」の対応時間帯として24時間365日とされており、対応時間帯において調達仕様書(案)9.2「システム運用支援」に示されている内容について支援する体制を構築することが求められているものと理解しております。しかしながら、各種支援作業すべてに対応するためには相当の要員確保が必要であり経費が膨大となる可能性があります。経費低減の観点から、問合せ対応や技術的なサポート等の障害対応支援以外の作業については、例えば「平日9:00～17:00」とし、障害対応支援については、障害復旧までの間、24時間365日とする等の対応とされてはいかがでしょうか。ご検討いただき、本公示の仕様書に明記していただきますようよろしくお願いいたします。	ご意見をふまえ、運用支援対応時間帯について検討します。
83	49	9.4.1	要望	「上記 以外の拠点:原則4時間」との記載がございますが、保守対象機器でかつ機構本部(高井戸)以外に設置される機器はないと認識しております。仕様書の修正をお願いいたします。	ご認識のとおり、保守対象機器は機構本部(高井戸)にのみ設置されますので、項9.4.1 を削除します。
84	49	9.4.1	提案	機構本部高井戸以外の保守拠点は無いものと思われます。 を削除頂けますでしょうか。	項番83を参照してください。

項番	仕様書の該当箇所		区分	意見等内容	回答
	頁	章番号等			
85	49	9.5	要望	「...データを消去するソフトウェア、あるいはデータ消去装置等を用いて、当該機器に記録されている全ての情報を復元不可能な状態とした後...」との記載がございますが、一方、P16 2.6.2 表2.6.2.1 項番35には「...機器撤去時に装置を物理的に破壊、又はデータ消去手段等を用いて完全にデータを消去し...」との記載があり、物理破壊により情報を復元不可能とすることを許可されていると認識しています。そのため、P49の記載を「...装置を物理的に破壊、又はデータを消去するソフトウェア、あるいはデータ消去装置等を用いて、当該機器に記録されている全ての情報を復元不可能な状態とした後...」という記載に変更頂きますようお願い致します。	ご意見をふまえ、P.49の記述を見直します。
86	別紙1	項番 31～40、 48～52、 124,137	要望	関連業者との役割分担表について、環境設計や環境定義書、保守手順書の作成に関する主たる作業者が、アプリケーション開発等業者になっておりますが、具体的な役割分担については、調達仕様書(案)P.9「表2.5.1.1 環境設計/環境構築の役割分担」に従うものと考えます。役割分担表の記載内容について、明確化していただけますよう宜しくお願い致します。	ご意見をふまえ、役割分担表における表記方法を見直します。
87	別紙1	項番95 項番118	要望	項番95に「環境定義書(構築手順も含む)の作成」と記載されておりますが、項番118の環境構築手順書の主な作業欄には「環境構築手順、インストール手順書の作成」との記載があり、内容が重複しています。構築手順においては環境構築手順書に記載するものと認識しているため、項番95の記載から、(構築手順を含む)という記載を削除頂くようお願い致します。	環境定義書は、「納入するサーバ等機器及び市販ソフトウェア製品に関する環境設計、環境定義(パラメータ値等)」を記述したドキュメントであり、構築手順についてはご認識のとおり、環境構築手順書に記述されます。このため、別紙1項番95の記述から、「(構築手順を含む)」の記述を削除します。
88	別紙1	項番219	要望	「ソフトウェア本番移行(本番切替)リハーサル実施、確認、リハーサル結果の反映及び切替戻し作業」について、アプリケーション開発等業者が「」となっておりますが、当該作業は、本紙P43「8.1.1(2) システム本番移行に先行して、システム本番移行リハーサルを実施し、「システム切替手順書」のとおりのシステム本番移行が可能であることの検証を行うこと。」の記載に従い、本調達受託者が主体で実施する認識です。認識に相違がなければ、本調達受託者を「」に変更頂くようお願い致します。	本番移行にかかる役割については、システム本番移行リハーサル、システム本番移行ともにアプリケーション開発等業者が主体的に実施し、本受託者はその支援にあたるものとします。このため、項8.1.1および別紙1項番215から229の記述について見直します。
89	別紙1	項番332	要望	ファームウェア適用作業に関する主たる作業者が、運用管理業者となっております。ファームウェアは、ハードウェアに密接に関連するものであることから、ハードウェア納入等業者の主たる作業に変更して頂きますよう宜しくお願い致します。	ファームウェア適用作業の主たる作業者を本受託者とし、別紙1項番332の表記を訂正します。
90	別紙3	-	提案	バーコードリーダは、各年金事務所単位に1台納入するとの記載がございますが、バーコードリーダは保守対象機器ではないため、障害が発生した場合、バーコードリーダを用いた業務が実施できなくなると想定されます。そのため、各年金事務所単位の納入数を2台(1台は予備機)とすることをご提案させていただきます。	ご意見をふまえ、バーコードリーダ納入数について検討します。
91	別紙4		質問	運用管理端末の設置場所については「マシン室内になり、その中に設置する」という認識で合っておりますでしょうか。 設置場所が異なる場合、設置場所情報及びマシン室内からのケーブル敷設要否、敷設ケーブル仕様に関して提供願います。	運用管理端末については、マシン室内に設置するものと事務室内に設置するものの2種類があります。本公示時に提示予定の「別紙2 マシン室レイアウト図」および「別紙4 運用管理端末設置場所」を参照してください。